

府中市個人番号の利用に関する条例第4条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める情報等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月6日

府中市長 高野 律 雄

### 府中市規則第31号

府中市個人番号の利用に関する条例第4条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める情報等を定める規則の一部を改正する規則

府中市個人番号の利用に関する条例第4条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める情報等を定める規則（平成28年6月府中市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
(条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める情報) 第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）別表の9の項の下欄に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する <u>障害児相談支援給付費</u> ）	(条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める情報) 第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）別表の9の項の下欄に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する <u>障害児相談支援給付費</u> ）

の支給に関する事務に限る。）を処理するために利用する府中市個人番号の利用に関する条例（平成27年12月府中市条例第28号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定する規則で定める情報は、当該申請等に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）とする。

【削除】

第3条 法別表の117の項の下欄に掲げる事務（障害者の日常生活

に関する事務に限る。）を処理するために利用する府中市個人番号の利用に関する条例（平成27年12月府中市条例第28号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定する規則で定める情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該申請等に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）
- (2) 当該申請等に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）

【追加】

及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関する事務に限る。）を処理するために利用する条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める情報は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該実施に係る障害者又は障害児に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者の障害の程度に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)

(2) 当該実施に係る障害者又は障害児の保護者若しくは障害児と同一の世帯に属する者に係る介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)

(3) 当該実施に係る障害者又は障害児に係る障害者自立支援給付関係情報

(条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報)

【追加】

(条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報)

#### 第4条 省 略

- (1) 当該申請等に係る障害児に係る障害者関係情報

【削 除】

(2)～(3) 省 略

#### 第5条 省 略

第6条 法別表の23の項の下欄に掲げる事務(生活保護法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。)を処理するために利用する条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報は、当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報とする。

【削 除】

#### 第3条 省 略

- (1) 当該申請等に係る障害児に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
- (2) 当該申請等に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
- (3) 当該申請等に係る障害児に係る知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者の障害の程度に関する情報

(4)～(5) 省 略

#### 第4条 省 略

第5条 法別表の23の項の下欄に掲げる事務を処理するために利用する条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活保護法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る

【削除】

第7条 省略

【削除】

る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報  
(2) 生活保護法第63条の規定による保護に要する費用の返還に関する事務 当該返還に係る者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第44条第1号(ケを除く。)に規定する情報

第6条 省略

第7条 法別表の40の項の下欄に掲げる事務を処理するために利用する条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の対象となる者の認定に関する情報とする。

第8条 法別表の61の項の下欄に掲げる事務(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する事務及び同法第28条第1項の費用の徴収に関する事務に限る。)を処理するために利用する条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報は、同法第10条の4第1項若しくは第11条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る市民税関係情報とする。

第9条 法別表の70の項の下欄に掲げる事務(母子保健法(昭和

【削除】

第8条 省略

第9条 法別表の117の項の下欄に掲げる事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する事務に限る。)を処理するために利用する条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報は、当該支給に係る障害者又は障害児、当該障害児と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児の保護者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報とする。

【削除】

40年法律第141号)第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務に限る。)を処理するために利用する条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報は、同法第20条の措置に係る未熟児の扶養義務者に係る市民税関係情報とする。

第10条 省略

第11条 法別表の117の項の下欄に掲げる事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の支給に関する事務に限る。)を処理するために利用する条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該支給に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法による障害児通所支援に関する情報(以下「障害児通所支援関係情報」という。)
- (2) 当該支給に係る障害者又は障害児に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
- (3) 当該支給に係る障害者又は障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付及び

【削除】

障害の程度に関する情報

(4) 当該支給に係る障害者又は障害児に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者の障害の程度に関する情報

(5) 当該支給に係る障害者、障害児と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者に係る介護保険給付等関係情報

(6) 当該支給に係る障害者又は障害児、当該障害児と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児の保護者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報

第12条 法別表の117の項の下欄に掲げる事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関する事務に限る。)を処理するために利用する条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める情報は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該実施に係る障害児又はその保護者に係る障害児通所支援関係情報

(2) 当該実施に係る障害者又は障害児に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

(3) 当該実施に係る障害者又は障害児に係る精神保健及び精神障

【削除】

第10条 省略

(条例別表の右欄に規定する規則で定める情報)

第11条 省略

(1) 省略

ア～エ 省略

オ 要保護者等に準ずる者に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条の規定による経費の支弁に関する情報

カ～ク 省略

サ 要保護者等に準ずる者に係る特別児童扶養手当等の支給に関

害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

(4) 当該実施に係る障害者又は障害児に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者の障害の程度に関する情報

(5) 当該実施に係る障害者、障害児と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者に係る介護保険給付等関係情報

(6) 当該実施に係る障害者又は障害児に係る障害者自立支援給付関係情報

第13条 省略

(条例別表の右欄に規定する規則で定める情報)

第14条 省略

(1) 省略

ア～エ 省略

【追加】

オ～ケ 省略

【追加】

する法律第17条の障害児福祉手当若しくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報（以下「特別障害者手当関係情報」という。）又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

シ 要保護者等に準ずる者に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

ス 要保護者等に準ずる者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

セ 要保護者等に準ずる者に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金又は同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報

ソ 省 略

タ 要保護者等に準ずる者に係る雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付又は育児休業給付の支給に関する情報

【追 加】

ユ 要保護者等に準ずる者に係る母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

【追 加】

サ 省 略

シ 要保護者等に係る雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付又は育児休業給付の支給に関する情報

チ～ツ 省 略

テ 要保護者等に準ずる者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）

ト 省 略

ナ 要保護者等に準ずる者に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報（以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。）

ニ 省 略

ヌ 要保護者等に準ずる者に係る住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民情報システム等において住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。）を識別するために番号を付番し、及び管理する機能をいう。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）

(2) 省 略

ア～イ 省 略

ス～セ 省 略

【追 加】

ソ 省 略

【追 加】

タ 省 略

【追 加】

(2) 省 略

ア～イ 省 略

ウ 要保護者等に準ずる者に係る住民票関係情報

エ 要保護者等に準ずる者に係る住登外者宛名情報

(3) 省 略

ア～イ 省 略

ウ 要保護者等に準ずる者に係る住民票関係情報

エ～カ 省 略

キ 要保護者等に準ずる者に係る住登外者宛名情報

#### 第12条 省 略

(1) 省 略

ア～イ 省 略

ウ 高齢者住宅入居申込者等に係る住民票関係情報

エ 高齢者住宅入居申込者等に係る住登外者宛名情報

(2) 省 略

ア 高齢者住宅の入居者に係る障害者関係情報

【削 除】

【追 加】

(3) 省 略

ア～イ 省 略

【追 加】

ウ～オ 省 略

【追 加】

#### 第15条 省 略

(1) 省 略

ア～イ 省 略

【追 加】

(2) 省 略

ア 高齢者住宅の入居者に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

イ 高齢者住宅の入居者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

【削 除】

イ～ウ 省 略

エ 高齢者住宅入居申込者等に係る住民票関係情報

オ 高齢者住宅入居申込者等に係る住登外者宛名情報

- (3) 府中市個人番号の利用に関する条例別表に規定する規則で定める事務を定める規則第2条第4号及び第9号に規定する事務のうち、敷金の徴収等に関する事務 次に掲げる情報

ア 高齢者住宅の入居者に係る市民税関係情報

イ 高齢者住宅入居申込者等に係る住民票関係情報

ウ 高齢者住宅入居申込者等に係る住登外者宛名情報

- (4) 省 略

第13条 省 略

- (1) 当該申請等に係る児童又はその保護者に係る障害者関係情報
- (2) 当該申請等に係る児童又はその保護者に係る生活保護実施関係情報

ウ 高齢者住宅の入居者に係る知的障害者福祉法という知的障害者の障害の程度に関する情報

エ～オ 省 略

【追 加】

- (3) 府中市個人番号の利用に関する条例別表に規定する規則で定める事務を定める規則第2条第4号及び第9号に規定する事務のうち、敷金の徴収等に関する事務 高齢者住宅の入居者に係る市民税関係情報

【追 加】

- (4) 省 略

第16条 省 略

- (1) 当該申請等に係る児童又はその保護者に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
- (2) 当該申請等に係る者に係る生活保護実施関係情報

(3) 当該申請等に係る児童の保護者に係る市民税関係情報

(4) 当該申請等に係る児童又はその保護者に係る児童扶養手当関係情報

(5) 当該申請等に係る児童又はその保護者に係る特別児童扶養手当関係情報

(6) 当該申請等に係る児童又はその保護者に係る住民票関係情報

(7) 当該申請等に係る児童又はその保護者に係る住登外者宛名情報

#### 第14条 省略

(1) 省略

(2) 児童に係る児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費支給関係情報」という。）

(3) 省略

(4) 児童に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者の障害の程度に関する情報

(5)～(8) 省略

(9) 申請者又は児童に係る住民票関係情報

(3) 当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

(4) 当該申請等に係る者に係る児童扶養手当関係情報

(5) 当該申請等に係る者に係る特別児童扶養手当関係情報

【追加】

#### 第17条 省略

(1) 省略

(2) 申請者又は児童に係る児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費支給関係情報」という。）

(3) 省略

【追加】

(4)～(7) 省略

【追加】

(10) 児童に係る難病医療費支給関係情報

(11) 児童に係る東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報（以下「東京都難病医療費助成関係情報」という。）

(12) 児童に係る府中市子ども医療費助成条例（昭和48年3月府中市条例第19号）による子ども医療費の助成に関する情報

(13) 省 略

(14) 申請者又は児童に係る住登外者宛名情報

第15条 省 略

(1)～(2) 省 略

【削 除】

(3) 省 略

(4) 当該申請等に係る障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該障害者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係

(8) 申請者又は児童に係る難病医療費支給関係情報

(9) 申請者又は児童に係る東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報（以下「東京都難病医療費助成関係情報」という。）

(10) 申請者又は児童に係る府中市子ども医療費助成条例（昭和48年3月府中市条例第19号）による子ども医療費の助成に関する情報

(11) 省 略

【追 加】

第18条 省 略

(1)～(2) 省 略

(3) 当該申請等に係る障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

(4) 省 略

(5) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

る生活保護実施関係情報

(5) 当該申請等に係る障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該障害者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

(6) 当該申請等に係る障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該障害者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

(7) 省 略

(8) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者の保護者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第16条 省 略

(1)～(4) 省 略

(5) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(6) 省 略

(7) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者の属する世帯の世帯主等若しくは当該障害者の扶養義務者に係る住民票関係情報

(8) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する

(6) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者の保護者に係る市民税関係情報

(7) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者の保護者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

(8) 省 略

【追 加】

第19条 省 略

(1)～(4) 省 略

(5) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者の保護者に係る生活保護実施関係情報

(6) 省 略

(7) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者の保護者に係る住民票関係情報

(8) 当該申請等に係る障害者又は当該障害者の保護者に係る中国

者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(9) 省 略

(10) 当該申請等に係る障害者に係る府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する情報

(11) 当該申請等に係る障害者に係る府中市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年9月府中市条例第25号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報

(12) 当該申請等に係る障害者に係る住登外者宛名情報

第17条 省 略

(1)～(2) 省 略

(3) 当該申請等に係る重度障害者に係る障害者関係情報

【削 除】

(4)～(6) 省 略

残留邦人等支援給付実施関係情報

(9) 省 略

【追 加】

第20条 省 略

(1)～(2) 省 略

(3) 当該申請等に係る重度障害者に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

(4) 当該申請等に係る重度障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

(5) 当該申請等に係る重度障害者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者の障害の程度に関する情報

(6)～(8) 省 略

(7) 当該申請等に係る重度障害者又は当該重度障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(8) 省 略

(9) 当該申請等に係る重度障害者に係る府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する情報

(10) 当該申請等に係る重度障害者に係る府中市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報

(11) 当該申請等に係る重度障害者に係る住登外者宛名情報

#### 第18条 省 略

(1) 省 略

(2) 当該申込み等に係る子どもに係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報

(3)～(4) 省 略

(5) 当該申込み等に係る子ども又は保護者等に係る住民票関係情報

(6) 当該申込み等に係る子どもに係る難病医療費支給関係情報

(7) 当該申込み等に係る子どもに係る東京都難病医療費助成関係情報

(9) 当該申請等に係る重度障害者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(10) 省 略

【追 加】

#### 第21条 省 略

(1) 省 略

(2) 当該申込み等に係る子ども又は保護者等に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報

(3)～(4) 省 略

【追 加】

(5) 当該申込み等に係る子ども又は保護者等に係る難病医療費支給関係情報

(6) 当該申込み等に係る子ども又は保護者等に係る東京都難病医療費助成関係情報

(8) 省 略

(9) 当該申込み等に係る子ども又は保護者等に係る府中市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報

(10) 当該申込み等に係る子ども又は保護者等に係る住登外者宛名情報

#### 第19条 省 略

(1) 当該申込みに係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者関係情報

【削 除】

(2)～(9) 省 略

(10) 当該申込みに係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に

(7) 省 略

(8) 当該申込み等に係る子ども又は保護者等に係る府中市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年9月府中市条例第25号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報

【追 加】

#### 第22条 省 略

(1) 当該申込みに係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

(2) 当該申込みに係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

(3) 当該申込みに係る幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者の障害の程度に関する情報

(4)～(11) 省 略

【追 加】

属する者に係る住登外者宛名情報

第20条 省略

(1)～(3) 省略

(4) 当該申込みに係る者又は当該者の保護者に係る住登外者宛名情報

第21条 条例別表の11の項の中欄に掲げる事務を処理するために利用する同項の右欄に規定する規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 府中市個人番号の利用に関する条例別表に規定する規則で定める事務を定める規則第11条第1号及び第5号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者の障害者関係情報

イ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

【追加】

第23条 省略

(1)～(3) 省略

【追加】

【追加】

エ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

オ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

(2) 府中市個人番号の利用に関する条例別表に規定する規則で定める事務を定める規則第11条第2号から第4号までに規定する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者の障害者関係情報

イ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

【追加】

エ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

オ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請に係る者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報（以下「難病登録者証関係情報」という。）

キ 当該申請に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

【追加】

第22条 条例別表の12の項の中欄に掲げる事務を処理するために利用する同項の右欄に規定する規則で定める情報は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該申請等に係る重度心身障害者又は当該重度心身障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

(2) 当該申請等に係る重度心身障害者又は当該重度心身障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票関係情報

(3) 当該申請等に係る重度心身障害者又は当該重度心身障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住登外者宛名情報

第23条 条例別表の13の項の中欄に掲げる事務を処理するために利用する同項の右欄に規定する規則で定める情報は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該申請等に係る者又は当該者と同一の医療保険に加入する者に係る医療保険給付関係情報

(2) 当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(3) 当該申請等に係る者又は当該者と同一の医療保険に加入する者に係る市民税関係情報

(4) 当該申請等に係る者又は当該者と同一の医療保険に加入する者に係る住民票関係情報

(5) 当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(6) 当該申請等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくは同一の医療保険に加入する者に係る住登外者宛名情報

第24条 条例別表の14の項の中欄に掲げる事務を処理するために

【追加】

利用する同項の右欄に規定する規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 府中市個人番号の利用に関する条例別表に規定する規則で定める事務を定める規則第14条第2号及び第8号に規定する事務

次に掲げる情報

ア 当該申請等に係る者の障害者関係情報

イ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

エ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

オ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

【追加】

カ 当該申請等に係る者の難病登録者証関係情報

キ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等に  
係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する  
者に係る住登外者宛名情報

(2) 府中市個人番号の利用に関する条例別表に規定する規則で定め  
る事務を定める規則第14条第1号、第3号から第7号まで及び  
第9号に規定する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請等に係る者の障害者関係情報

イ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等  
に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する  
者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等  
に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する  
者に係る市民税関係情報

エ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等  
に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する  
者に係る住民票関係情報

オ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等

【追加】

に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請等に係る者若しくは当該者の配偶者又は当該申請等に係る児童の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第25条 条例別表の15の項の中欄に掲げる事務を処理するために利用する同項の右欄に規定する規則で定める情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該住登外者に係る医療保険給付関係情報
- (2) 当該住登外者に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報
- (3) 当該住登外者に係る児童福祉法による療育の給付に関する情報
- (4) 当該住登外者に係る児童福祉法による障害児通所支援に関する情報
- (5) 当該住登外者に係る障害児入所給付費関係情報
- (6) 当該住登外者に係る児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
- (7) 当該住登外者に係る児童福祉法による措置に関する情報
- (8) 当該住登外者に係る小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実

【追加】

施に関する情報

- (9) 当該住登外者に係る戸籍関係情報（法第9条第3項に規定する戸籍関係情報をいう。）
- (10) 当該住登外者に係る予防接種法による予防接種の実施に関する情報
- (11) 当該住登外者に係る障害者関係情報
- (12) 当該住登外者に係る生活保護実施関係情報
- (13) 当該住登外者に係る生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報
- (14) 当該住登外者に係る児童扶養手当関係情報
- (15) 当該住登外者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
- (16) 当該住登外者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報
- (17) 当該住登外者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報
- (18) 当該住登外者に係る特別児童扶養手当関係情報

【追加】

- (19) 当該住登外者に係る特別障害者手当関係情報
- (20) 当該住登外者に係る母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報
- (21) 当該住登外者に係る母子保健法による妊娠の届出に関する情報
- (22) 当該住登外者に係る母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (23) 当該住登外者に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報
- (24) 当該住登外者に係る住民票関係情報
- (25) 当該住登外者に係る児童手当関係情報
- (26) 当該住登外者に係る雇用保険法による失業等給付又は育児休業給付の支給に関する情報
- (27) 当該住登外者に係る国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- (28) 当該住登外者に係る中国残留邦人等支援給付関係情報
- (29) 当該住登外者に係る介護保険給付等関係情報

【追加】

- (30) 当該住登外者に係る健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報
- (31) 当該住登外者に係る特別障害給付金関係情報
- (32) 当該住登外者に係る障害者自立支援給付関係情報
- (33) 当該住登外者に係る職業訓練受講給付金関係情報
- (34) 当該住登外者に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する情報
- (35) 当該住登外者に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
- (36) 当該住登外者に係る難病医療費支給関係情報
- (37) 当該住登外者に係る難病登録者証関係情報
- (38) 当該住登外者に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項
- (39) 当該住登外者に係る市民税関係情報
- (40) 当該住登外者に係る府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する情報

【追加】

(41) 当該住登外者に係る府中市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報

【追加】

付 則

この規則は、公布の日から施行する。